

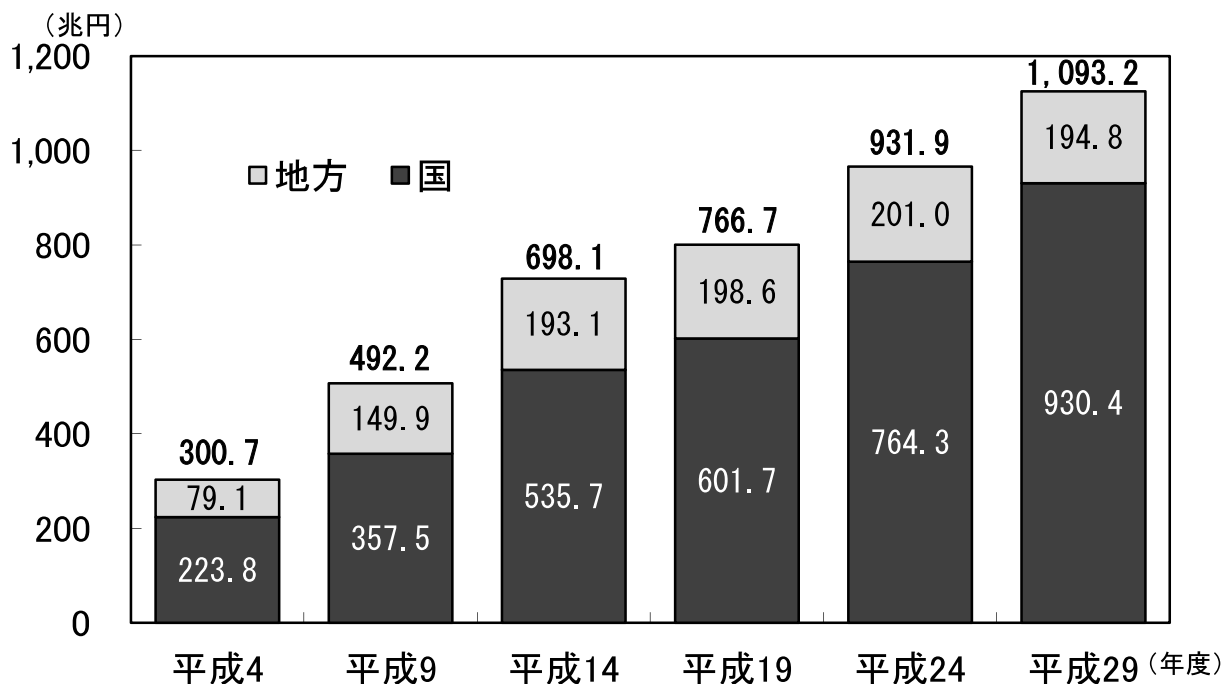
参 考 资 料

目 次

I	税制改革の視点	
	国と地方の長期債務残高の推移	1
	国民負担率の国際比較	1
	将来人口推計と高齢化率の推移（全国）	2
	将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）	2
	社会保障給付費と社会保険料収入の推移	3
	年齢階級別再分配前後の所得格差（ジニ係数）の変化	3
II	税制改革の方向性	
	地方税収の構成（平成29年度地方財政計画額）	4
	主要税目（地方税）の税収の推移	4
	社会保障の給付と負担の現状（2017年度予算ベース）	5
	社会保険料の負担構造と社会保険料控除の効果（イメージ）	5
	ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）	6
	給与収入と全額控除されるふるさと納税額（年間上限）	6
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要	7
	「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	7
	「ふるさと納税」の受入額の推移	7
	消費税率引上げに伴う地方法人課税の改正内容（平成28年度税制改正）	8
	法人実効税率の推移	8
	法人実効税率の国際比較	9
	付加価値額に占める人件費の推移	9
	消費税・地方消費税の税率の変遷	10
	地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正・平成29年度改正）	10
	消費税（国・地方）の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算	11
	商業地等の負担水準引下げ条例減額及び	
	税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額（概要）	11
	空き家の種類別の空き家数の推移	12
III	地方税財政制度における諸課題	
	環境関連の主な現行の税制措置	13
	OECD環境統計－環境関連税制	13
	「地球温暖化対策のための税」の概要	14
	炭素税導入国の比較	14
	環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系	15
	乗用車の取得・保有・走行に係る年間税負担額の国際比較	15
	臨時財政対策債の発行額	16
	宿泊税の概要	16

I 税制改革の視点

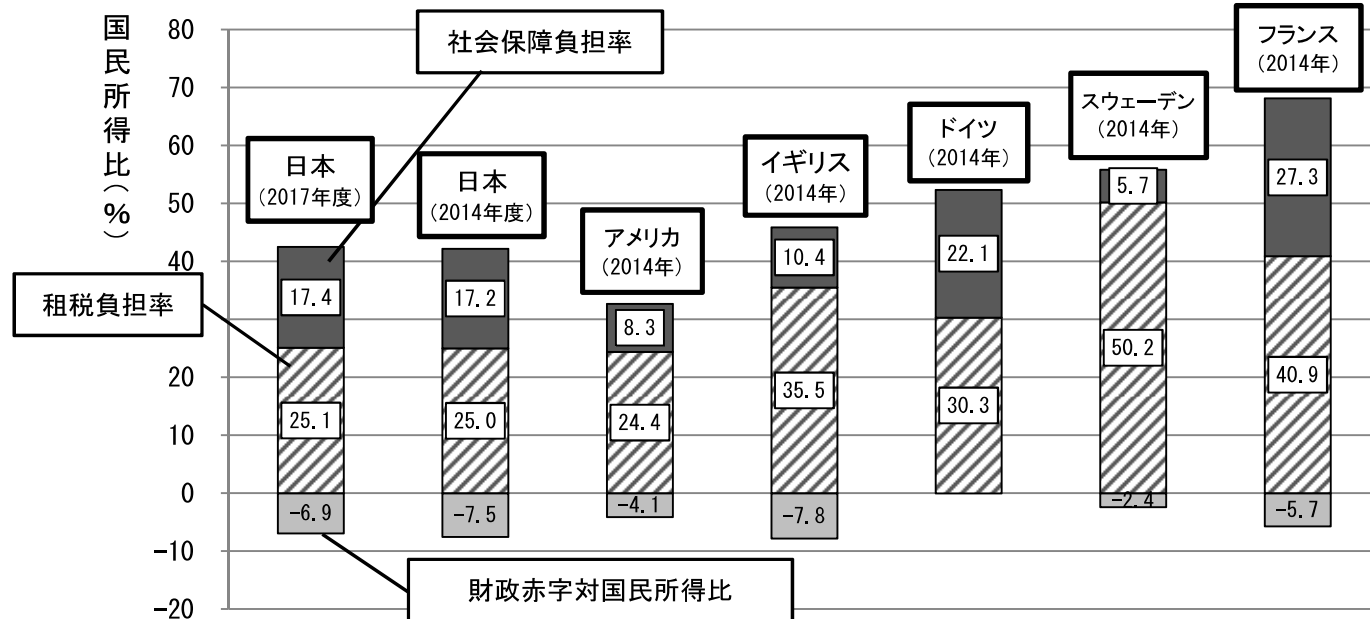
国と地方の長期債務残高の推移



- 注 1 財務省「財政関係基礎データ」より作成。
 2 平成24年度までは実績値、平成29年度は予算による。
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。
 4 太字の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】

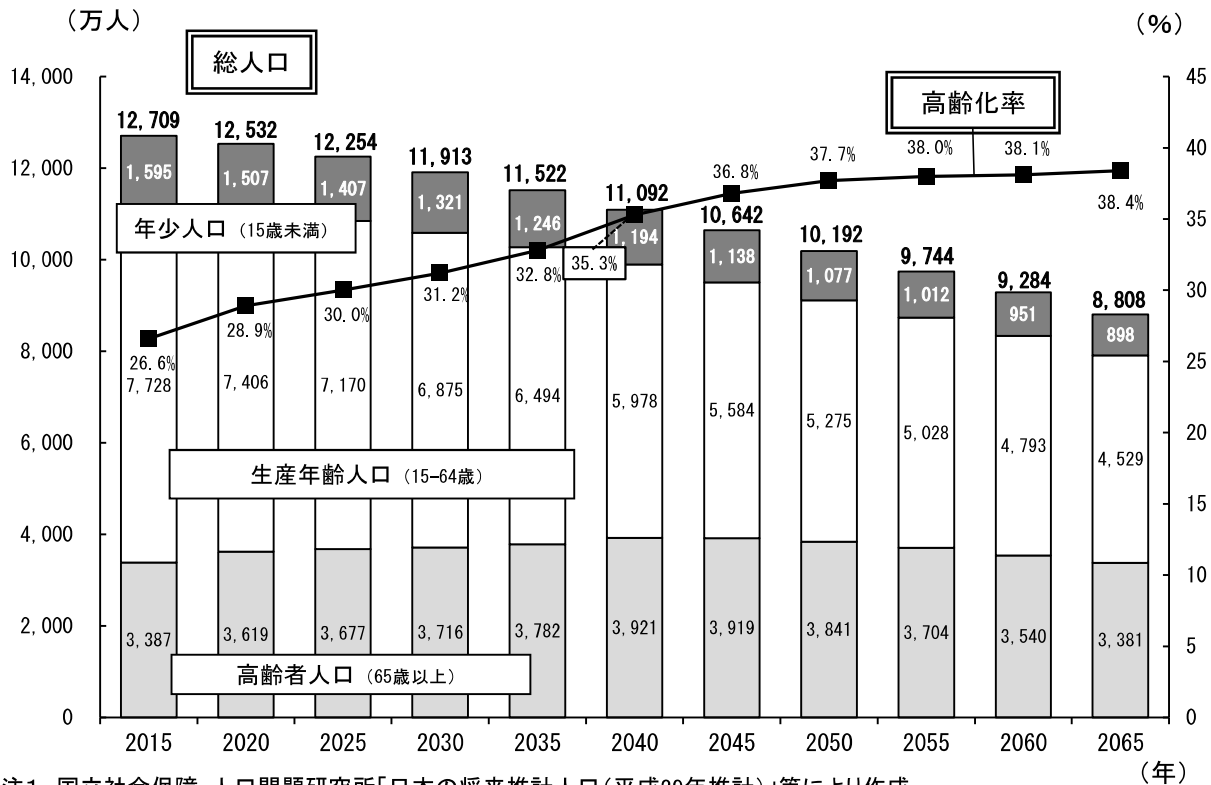


国民負担率	42.5 (31.0)	42.2 (30.8)	32.7 (26.4)	45.9 (33.7)	52.5 (39.1)	56.0 (36.4)	68.2 (47.8)
潜在的な国民負担率	49.4 (36.1)	49.7 (36.3)	36.8 (29.7)	53.7 (39.4)	52.5 (39.1)	58.4 (38.0)	73.9 (51.7)

(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

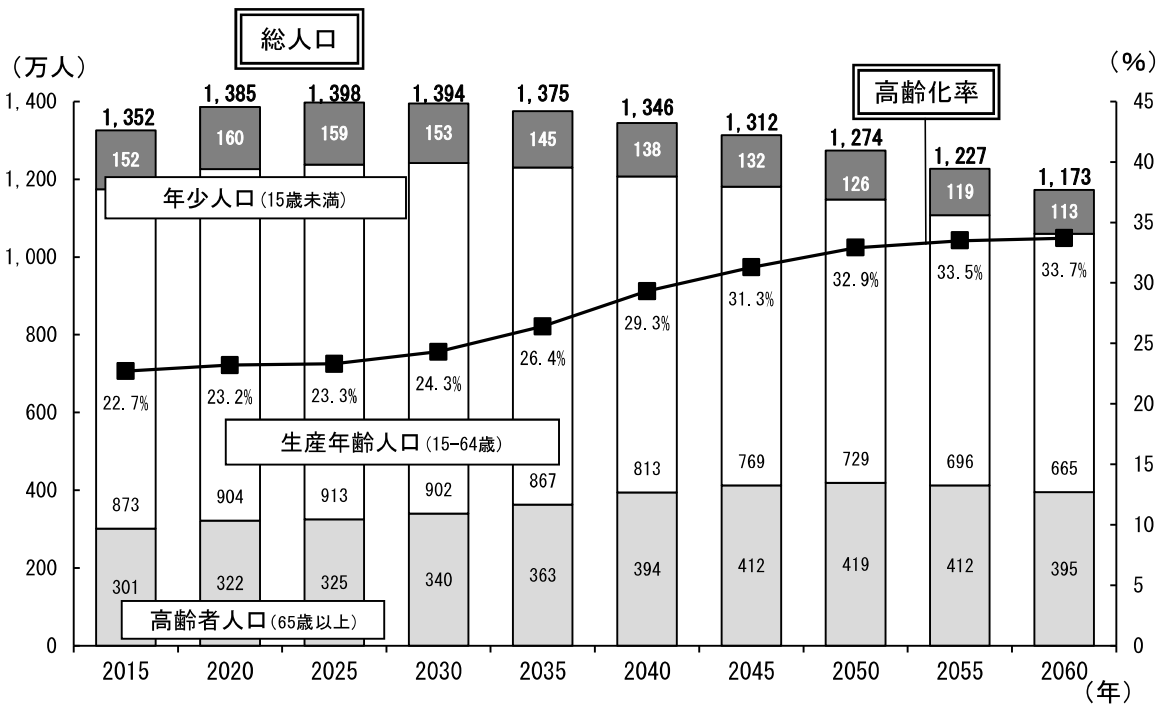
- 注1 財務省ホームページより抜粋し作成。
 2 日本は2017年度(平成29年度)見通し及び2014年度(平成26年度)実績。諸外国は2014年実績。
 3 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他は一般政府ベース。

将来人口推計と高齢化率の推移（全国）



注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」等により作成。
 2 出生中位・死亡中位推計の値を使用。

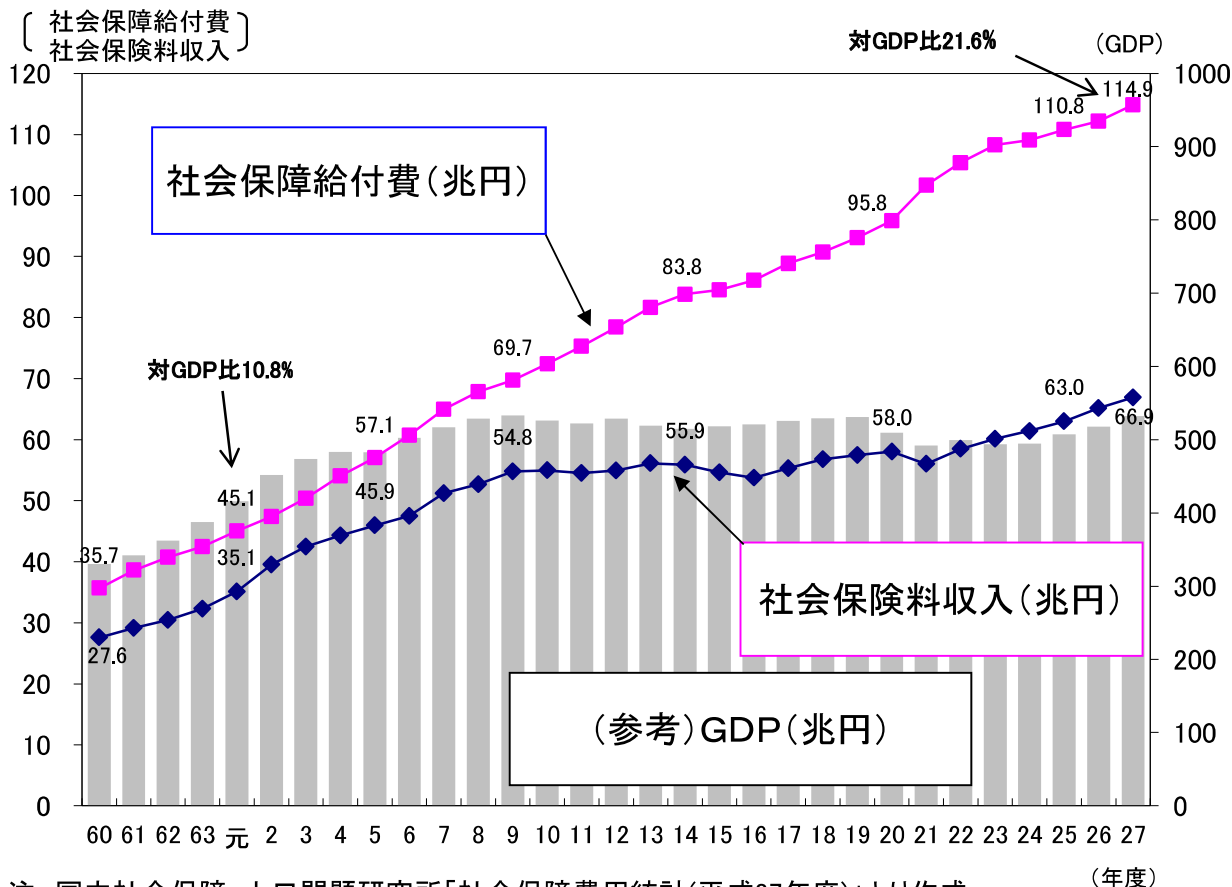
将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）



注1 「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」より作成。

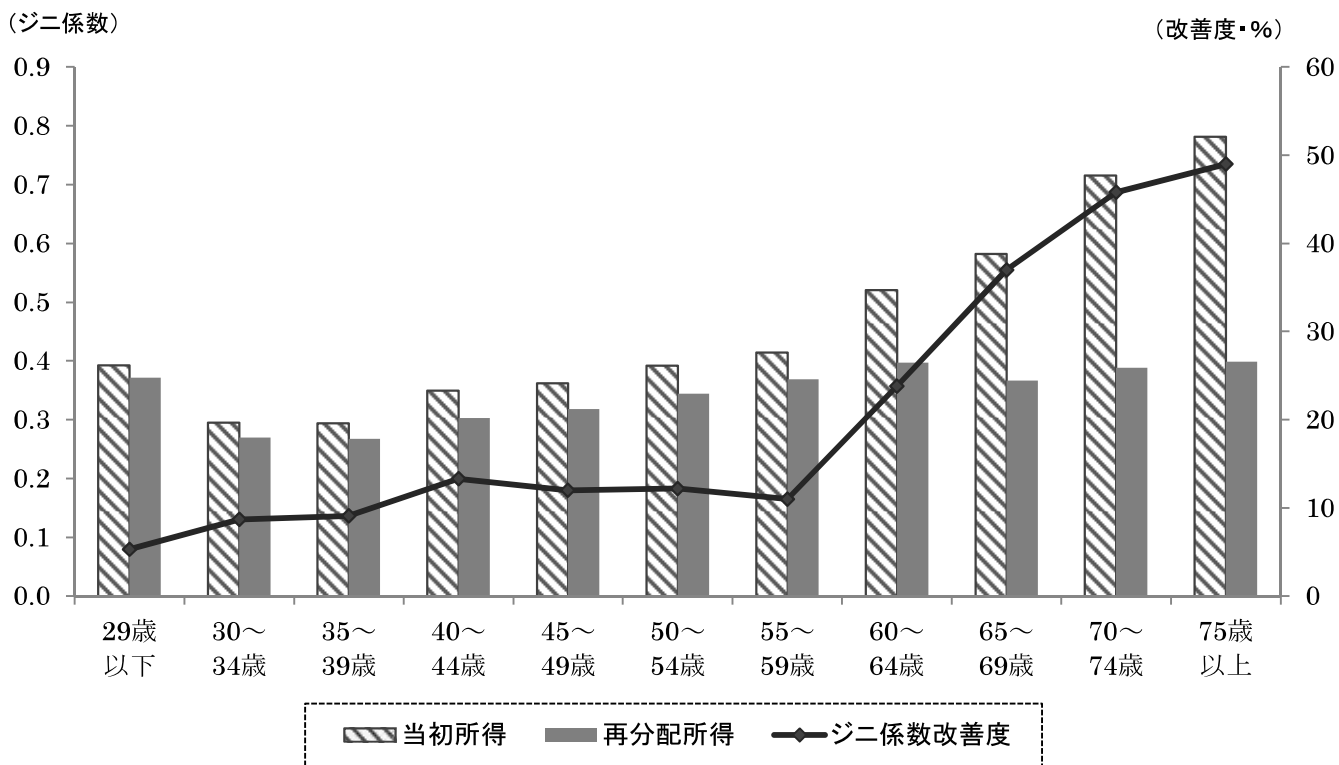
- 2 根拠資料:総務省「国勢調査」等
- 3 2020年以降は東京都政策企画局による推計。
- 4 四捨五入や、実績値には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

社会保障給付費と社会保険料収入の推移



注 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成27年度)」より作成。

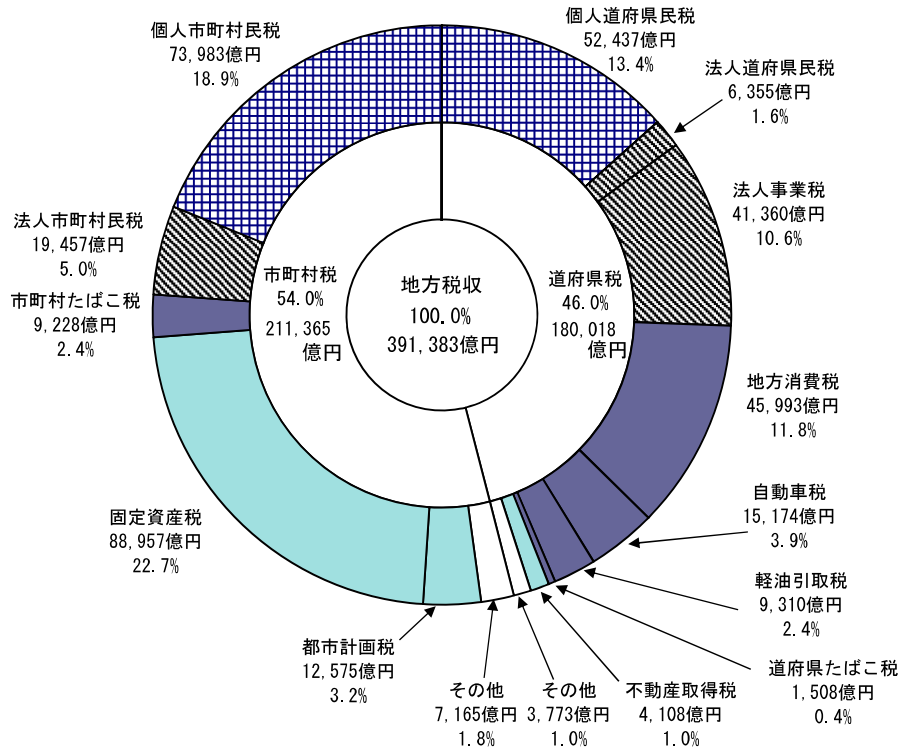
年齢階級別再分配前後の所得格差（ジニ係数）の変化



注 厚生労働省「平成26年所得再分配調査報告書」より作成。世帯主の年齢階級別所得再分配状況を示している。

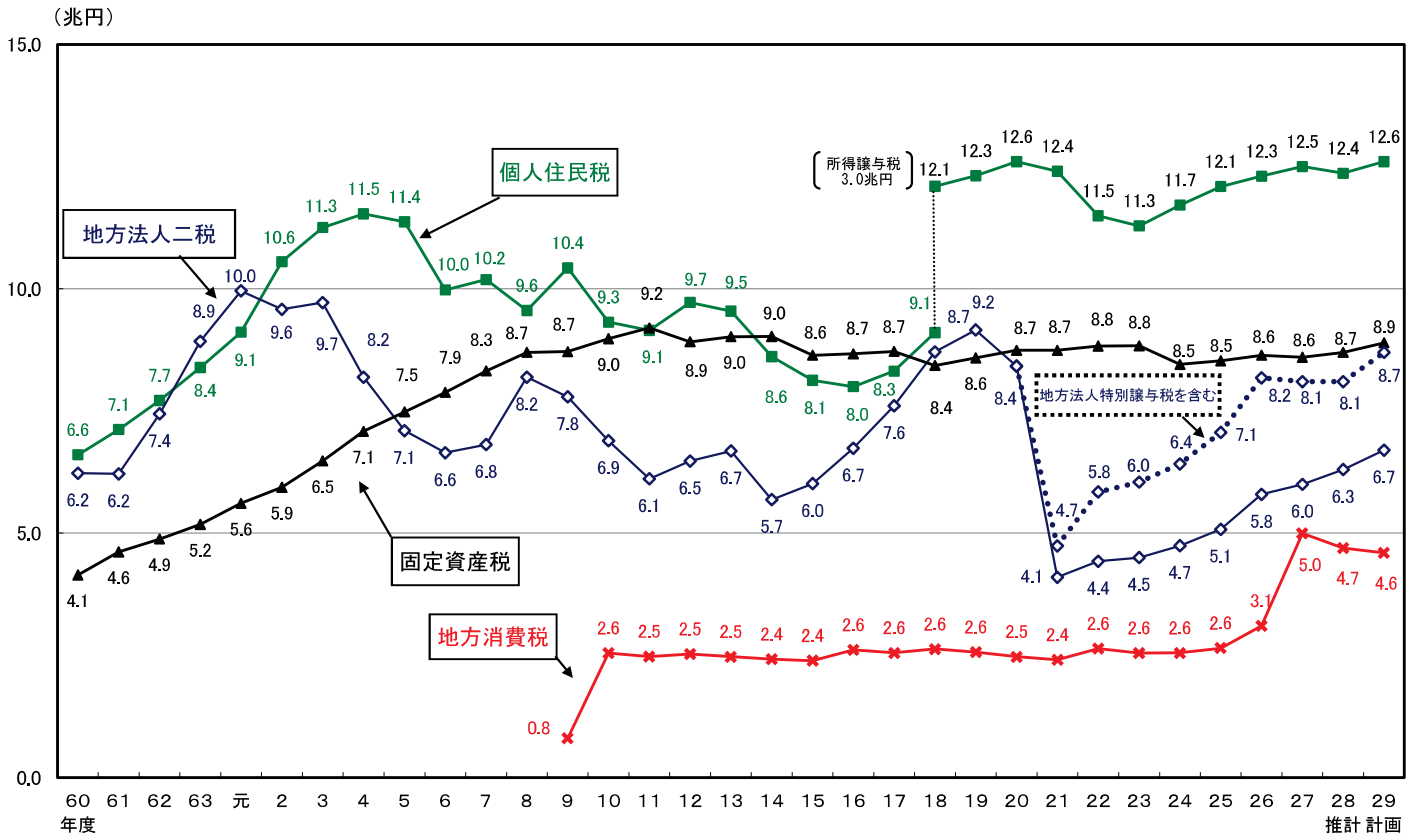
II 税制改革の方向性

地方税収の構成（平成29年度地方財政計画額）



- 注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」より抜粋。
 2 各税目の%はそれぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 3 道府県税及び市町村税は超過課税、法定外税等を含まない。
 4 個人道府県民税は利子割、配当割、株式等譲渡所得割を含み、法人事業税は地方法人特別譲与税を含まない。
 5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

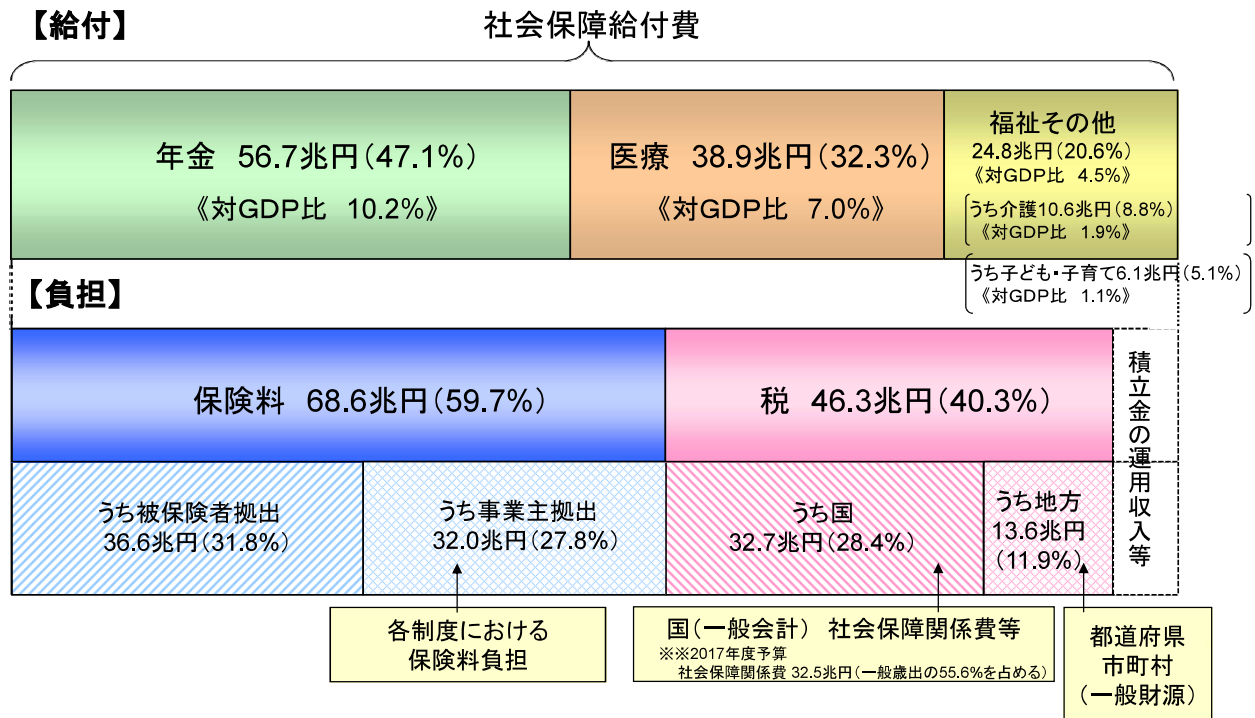
主要税目（地方税）の税収の推移



- 注1 総務省「第1回 地方消費税に関する検討会」(平成29年4月25日)会議資料より抜粋。
 2 表中における計数は、超過課税を含まない。
 3 平成27年度までは決算額、28年度は推計額(平成28年12月時点)、29年度は地方財政計画額である。
 4 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (加算額:21年度0.6兆円、22年度1.4兆円、23年度1.5兆円、24年度1.7兆円、25年度2.0兆円、26年度2.4兆円、27年度2.1兆円、28年度1.8兆円、29年度2.0兆円)

社会保障の給付と負担の現状（2017年度予算ベース）

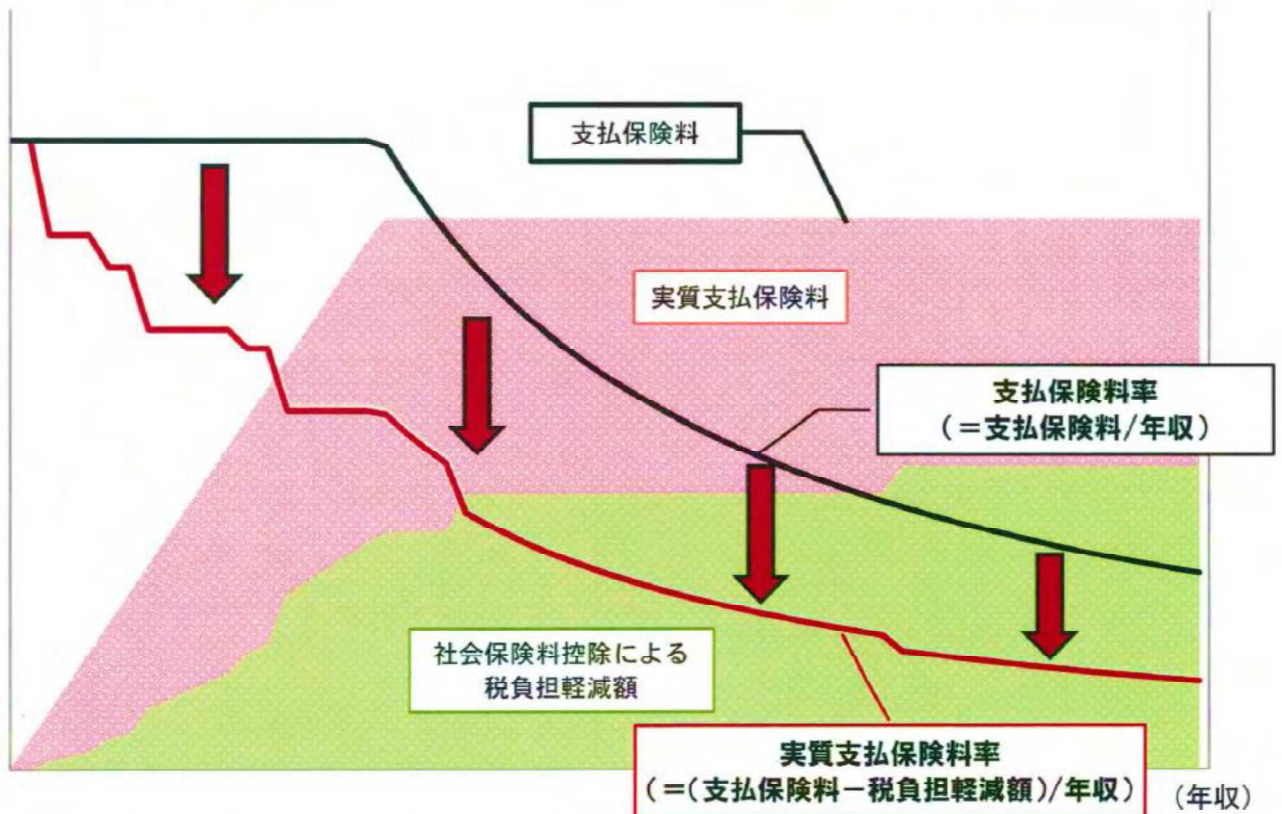
社会保障給付費(※) 2017年度(予算ベース) 120.4兆円 (対GDP比 21.8%)



※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

注 厚生労働省ホームページ「社会保障・税一体改革」より抜粋。

社会保険料の負担構造と社会保険料控除の効果（イメージ）



注1 政府税制調査会「第23回税制調査会」（平成27年10月14日）資料より抜粋。

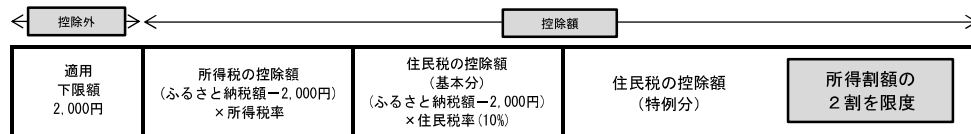
注2 厚生年金保険料負担額は月給605,000円以上で定額、健康保険料（全国健康保険協会管掌）負担額及び介護保険料負担額は月給1,355,000円以上で定額となる。（平成29年9月時点）

ふるさとと納税制度（個人版ふるさとと納税）

制度の概要

○都道府県・市区町村に対してふるさとと納税（寄附）をすると、ふるさとと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

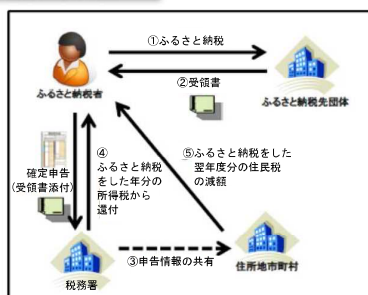
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさとと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



○控除を受けるためには、ふるさとと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。
一定の条件で、確定申告不要で控除を受けられる「ふるさとと納税ワンストップ特例制度」あり。

○自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



注 総務省資料等より作成。

制度創設までの経緯

平成19年6月1日～平成19年10月5日 「ふるさとと納税研究会」（総務省）開催（第1回～第9回）

平成19年12月13日 平成20年度税制改正大綱（与党）に盛り込まれる

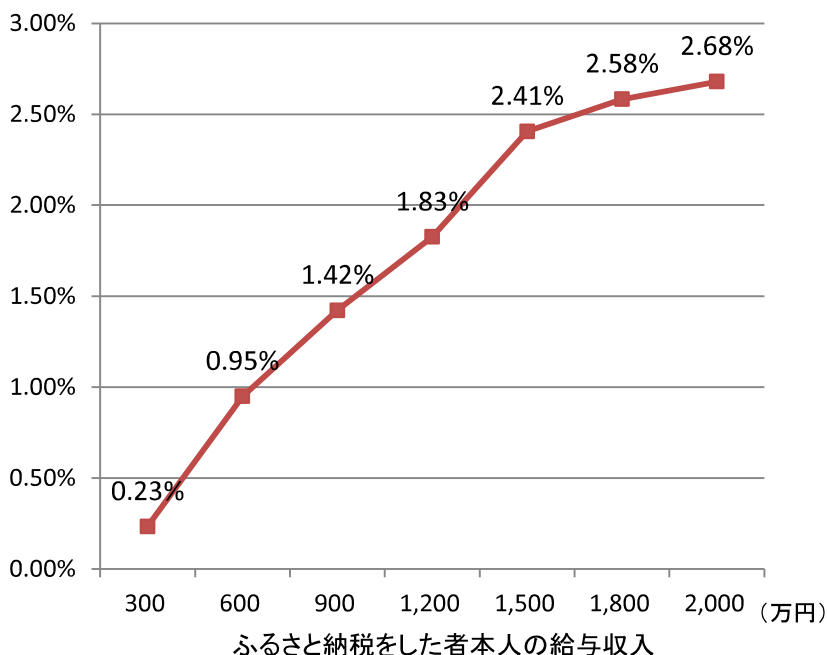
平成20年4月30日 地方税法改正により、「ふるさとと納税」制度創設

給与収入と全額控除されるふるさとと納税額（年間上限）

(単位:円)

ふるさとと納税をした者本人の給与収入	ふるさとと納税額（年間上限）
300万円	7,000
400万円	21,000
500万円	36,000
600万円	57,000
700万円	75,000
800万円	107,000
900万円	128,000
1000万円	153,000
1100万円	181,000
1200万円	219,000
1300万円	248,000
1400万円	277,000
1500万円	361,000
1600万円	396,000
1700万円	430,000
1800万円	465,000
1900万円	500,000
2000万円	536,000

給与収入に占めるふるさとと納税額（年間上限）の割合



注1 総務省「ふるさとと納税ポータルサイト」資料をもとに作成。

2 ふるさとと納税額（年間上限）は、2,000円を除き全額が所得税（復興特別所得税を含む。）及び個人住民税から控除される額の上限である。

3 夫婦が共働き、かつ子が2人（大学生と高校生）の家族構成を想定。

（共働きは、ふるさとと納税をした者本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指す（配偶者の給与収入が141万円以上の場合）。高校生は「16歳から18歳の扶養親族」を、大学生は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す。）

4 住宅ローン控除等を受けていない給与所得者のケースである。

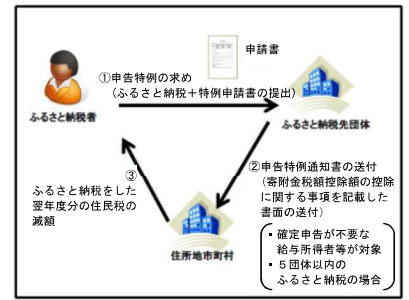
5 社会保険料控除額については、給与収入の15%と仮定している。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

制度の概要

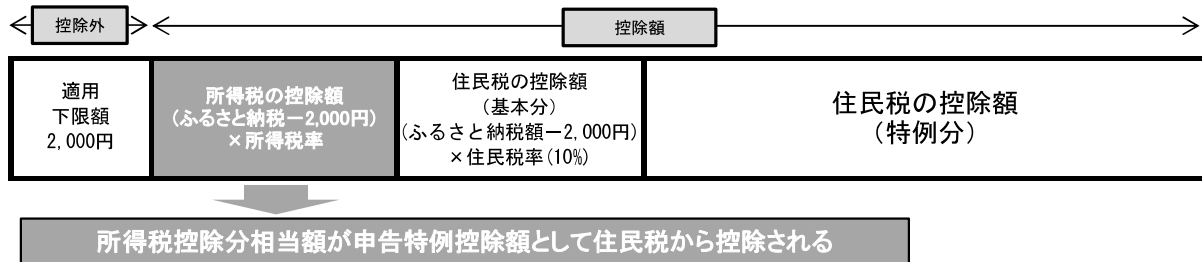
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が少ない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

- 確定申告を行った場合と同額を控除
- マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
- 地方団体の事務負担等を考慮し、**5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要**



所得税控除分の取扱い

○本特例が適用される場合、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る**所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2**を道府県民税から、**5分の3**を市町村民税からそれぞれ控除する。



注 総務省資料等より作成。

「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）

(単位：百万円)

控除額	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全国	1,892	1,805	2,043	21,017	4,526	6,062	18,425	100,192	176,664
東京都	513	478	554	5,718	1,228	1,822	4,857	26,315	※46,621

※全国に占める東京都の割合（平成29年度）：26.4%

- 注1 総務省「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」及び「ふるさと納税に関する現況調査結果（税額控除の実績等）」（平成29年7月28日）をもとに作成。
 注2 各年度の計数は、道府県民税分と市町村民税分の合算である。
 注3 各年度の計数は、前年中（例えば、平成29年度については、平成28年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。
 注4 平成29年度の計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに寄附金税額控除に係る数値について事前に調査し、取りまとめたもの。（平成29年6月1日時点）

「ふるさと納税」の受入額の推移

(単位：百万円)

受入額	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	7,698	10,218	12,163	10,410	14,564	38,852	165,291	284,409
東京都	1,225	3,038	1,206	1,739	1,383	1,128	1,243	※871

※全国に占める東京都の割合（平成28年度）：0.3%

- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成29年7月4日）をもとに作成。
 注2 各年度の計数は、都道府県とその区市町村の受入額の合算である。

消費税率引上げに伴う地方法人課税の改正内容（平成28年度税制改正）

- ① 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）を廃止
- ② 消費税率引上げ（8% → 10%）に伴う、法人住民税の交付税原資化
- ③ 法人事業税の暫定措置廃止に伴う、法人住民税の交付税原資化

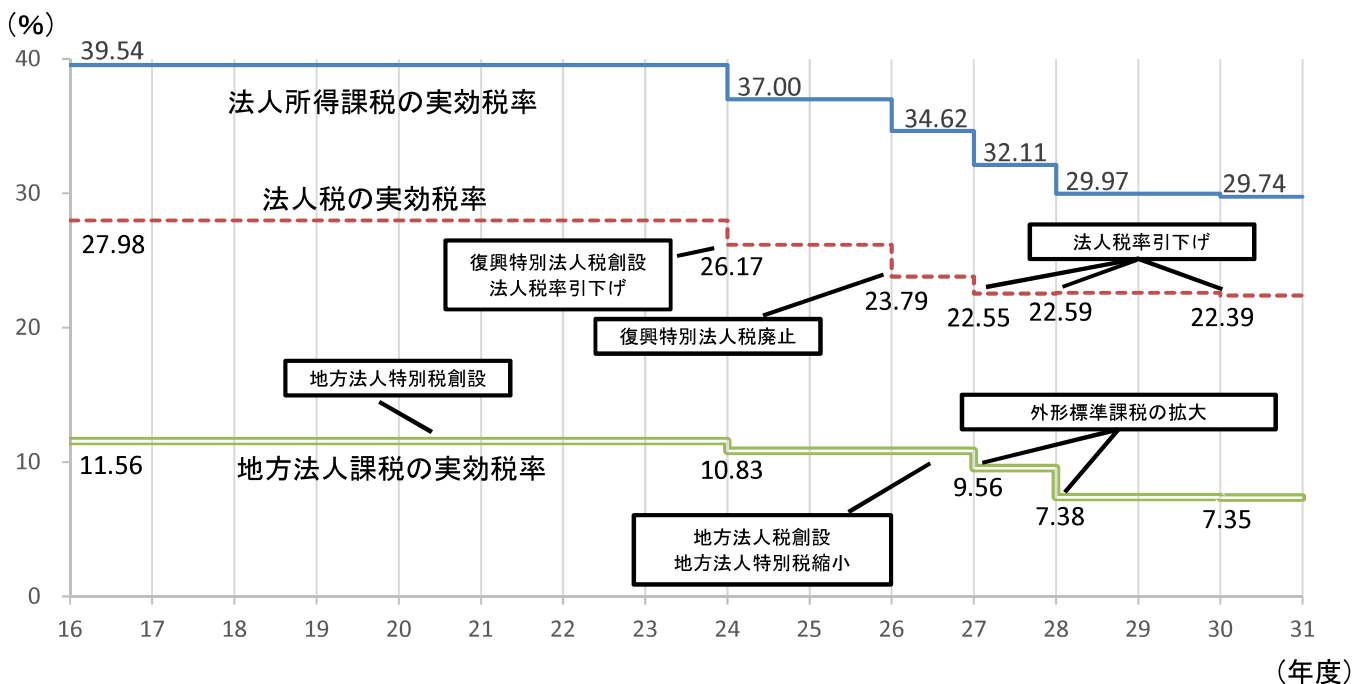
	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・交付税原資化				
		4.4%	7.3%	10.3%
			+2.9%	+3.0%

④ 法人事業税交付金の創設（上記③による市町村分の減収分を補てんする措置）

- ・ **法人事業税額の5.4%**を、都道府県から市町村に交付
- ・ 特別区相当分は、特別区財政調整交付金の財源とする

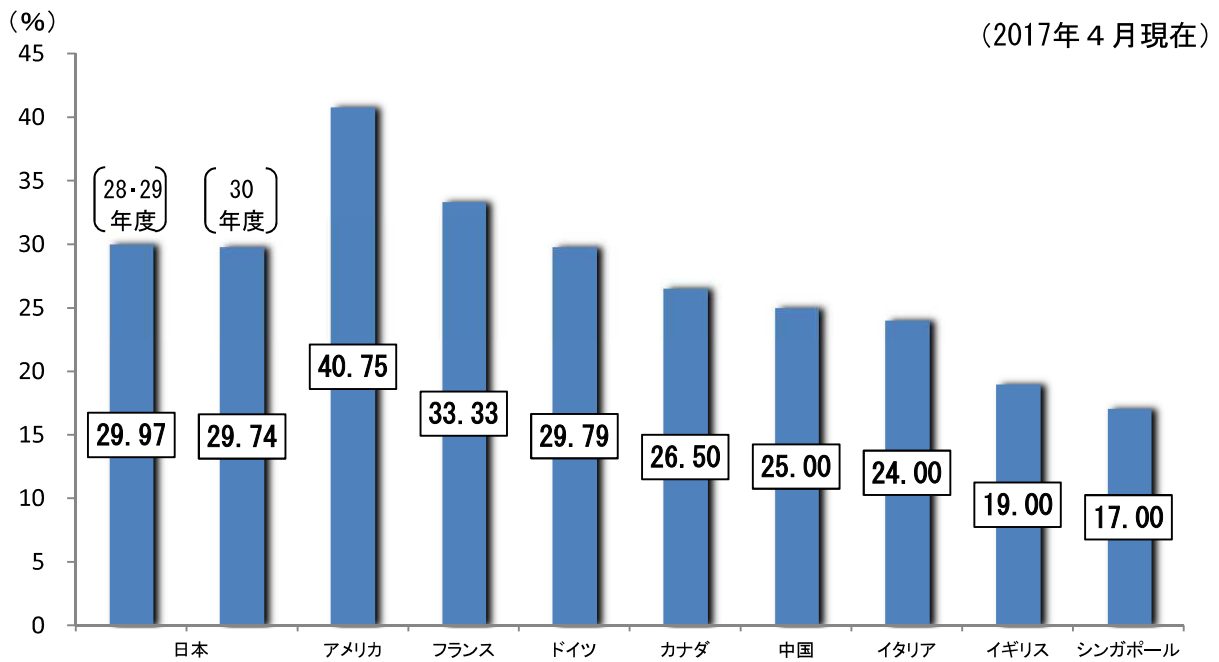
注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」(平成27年12月16日)より抜粋。

法人実効税率の推移



注1 標準税率適用法人における法人所得課税の実効税率である。
 注2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。
 注3 地方法人課税の実効税率は、資本金1億円超の法人にかかる法人住民税法人税割（道府県分＋市町村分）、法人事業税所得割の税率を合計したものである。なお、平成20年度以降は地方法人特別税を、平成26年度以降は地方法人税を含めた税率を表記している。
 注4 平成24年度及び25年度の法人税は、復興特別法人税を含む。

法人実効税率の国際比較

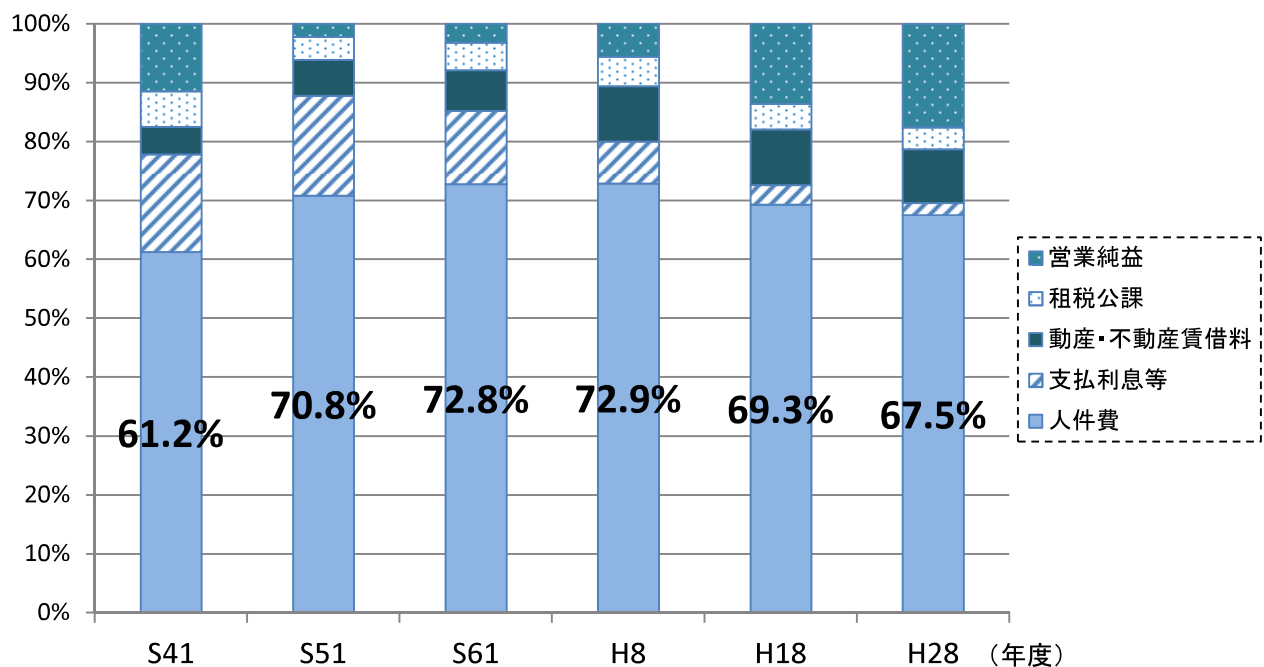


注1 財務省「法人実効税率の国際比較」等より作成。

注2 法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

付加価値額に占める人件費の推移

付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種）



注 財務省「法人企業統計年報」より作成。

消費税・地方消費税の税率の変遷

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号) に明記

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～	平成31年		平成32年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A) + 地方消費税(B)	5%	8%	10% (軽減税率時8%)		
消費税(A)	4%	6.3%	7.8% (軽減税率時6.24%)		
うち交付税分(α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税(B)	1% 〔消費税額の100分の25〕	1.7% 〔消費税額の63分の17〕	2.2% (軽減税率時1.76%) 〔消費税額の78分の22〕		
地方分合計(α+B)	2.18%	3.10%	3.72%(標準税率時)		

注1 総務省資料を基に作成。

2 消費税率10%への引上げは、当初、平成27年10月～であったが、平成29年4月～に延期された後、さらに平成31年10月～に再延期された。

地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正・平成29年度改正）

○平成27年度改正

- ①サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ②人口及び従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

《改正前》		《改正後》	
指 標	ウェイト	指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」 の合算額	75%	「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	12.5%	「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	12.5%	「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

【除外された業種】

- 「サービス関連産業B」のうち
 - ・「情報通信業」
 - ・「土地売買業」
 - ・「土地賃貸業」
 - ・「貸家業、貸間業」
 - ・「旅行業」
 - ・「競輪・競馬等の競走場、競技団」
- 「医療、福祉」のうち
 - ・「社会保険事業団体」

○平成29年度改正

- ①平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
- ②人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

《改正前》		《改正後》	
指 標	ウェイト	指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%		75%
「人口（国勢調査）」	15%		17.5%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%		7.5%

【除外された販売形態】

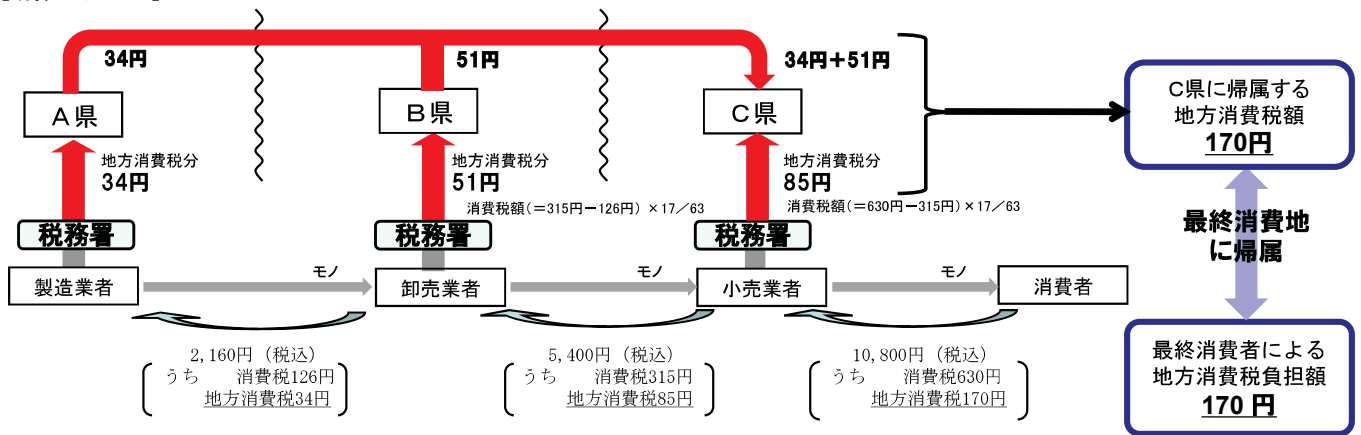
- 通信・カタログ販売
- インターネット販売

注 総務省「地方消費税に関する検討会」第1回資料(平成29年4月25日)より作成。

消費税（国・地方）の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税収は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】

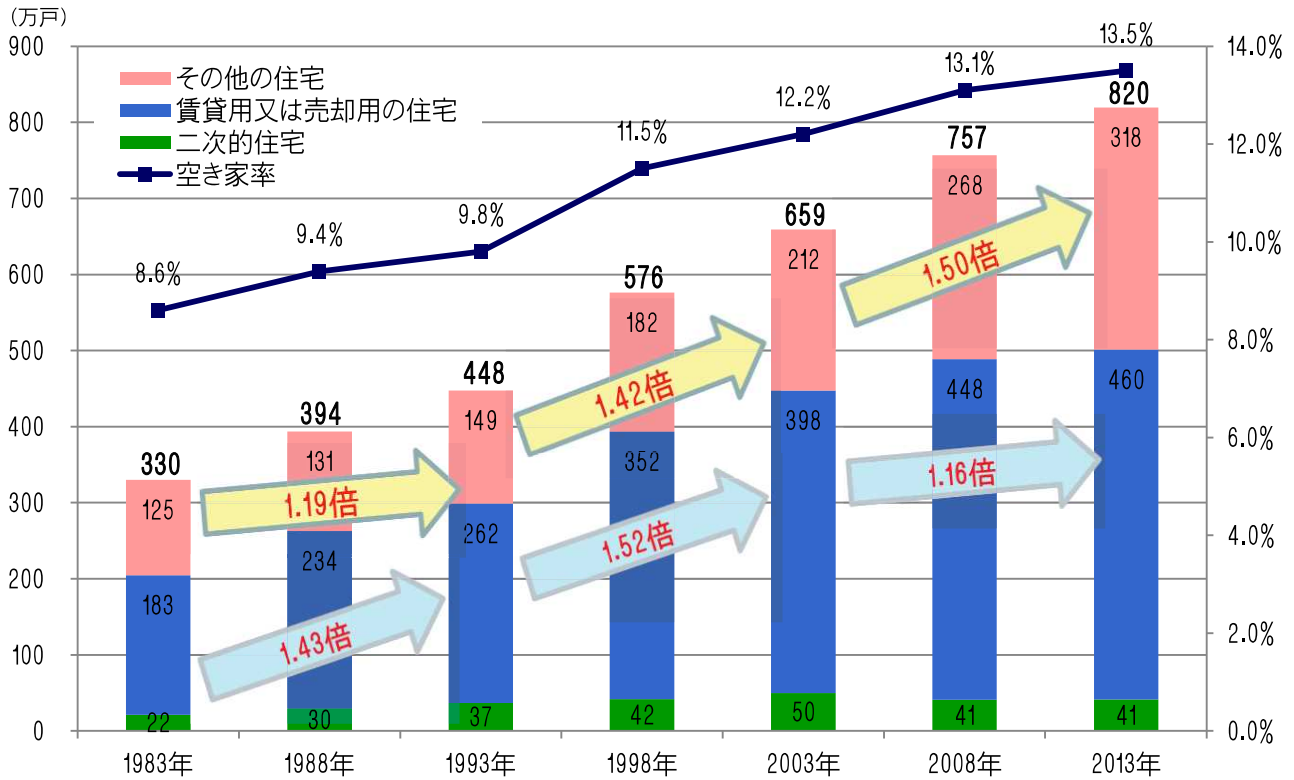


注 総務省「第1回 地方消費税に関する検討会」(平成29年4月25日)会議資料より抜粋。

商業地等の負担水準引下げ条例減額及び 税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額(概要)

	商業地等の負担水準引下げ条例減額	税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額
目的	23区商業地等について ・負担水準の不均衡を是正 ・過重な負担の緩和	23区における住宅用地等に係る 過重な負担の緩和
経緯	平成17年度 創設 平成18年度以降 1年毎に延長	平成21年度 創設 平成29年度まで 継続(3年毎に延長)
税目	固定資産税・都市計画税(土地)	固定資産税・都市計画税(土地)
根拠	地方税法附則第21条・第27条の4 都税条例附則第15条の2・第20条の2	地方税法附則第21条の2・第27条の4の2 都税条例附則第15条の3・第20条の3
軽減対象	負担水準が65%を超える商業地等	税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等
軽減割合	負担水準65%の水準まで税額を軽減	前年度税額の1.1倍まで軽減
影響額	平成27年度(決算) : △92億円 平成28年度(決算) : △92億円 平成29年度(当初予算へ-ス) : △86億円	平成27年度(決算) : △26億円 平成28年度(決算) : △19億円 平成29年度(当初予算へ-ス) : △14億円
イメージ	<p>H29(非住宅用地) 価格=1000 前年度課税標準額=670 負担水準=670÷1000×100=67% 今年度課税標準額=670(前年度課税標準額に据置)</p> <p>価格1000 H29 今年度課税標準額 670 650 負担水準67%のため、前年度課税標準額670に据置 ←この部分に相当する税額を減額 今年度価格1000×0.65=650</p>	<p>H29(非住宅用地) 価格=1000 前年度課税標準額=450 負担水準=450÷1000×100=45% 今年度課税標準額=500 (前年度課税標準額450+価格1000×5%)</p> <p>価格1000 H29 今年度課税標準額 500 495 前年度課税標準額 450 今年度課税標準額=450+(1000×5%)=500 ←この部分に相当する税額を減額 前年度課税標準額×1.1=495</p>

空き家の種類別の空き家数の推移



【出典】:住宅・土地統計調査(総務省)

[空き家の種類]

二次的住宅：別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅）

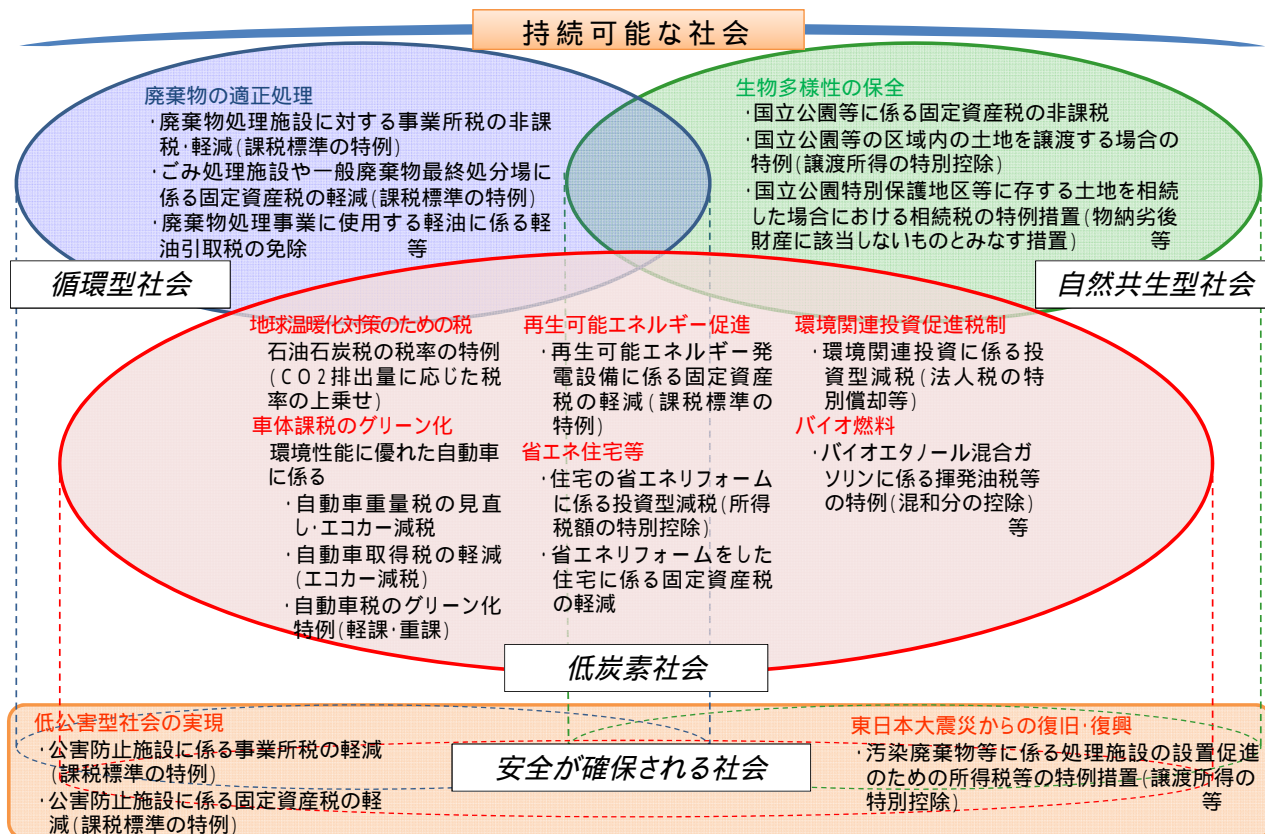
賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

注 国土交通省「社会資本整備審議会住宅地分科会（第42回）」（平成27年10月26日）資料より抜粋。

Ⅲ 地方税財政制度における諸課題

環境関連の主な現行の税制措置



※ その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特例控除(R&D税制)がある。
 注 環境省「国内外の税制のグリーン化の状況」より抜粋して作成。

OECD環境統計—環境関連税制

○ 環境関連税制の税収(抄)

2013年

	GDP比 (% of GDP)	税収 (億ドル)	
		うち エネルギー物品	うち エネルギー物品
デンマーク	3.9	2.1	132
オランダ	3.4	2.0	293
フィンランド	2.9	2.0	78
イタリア	2.8	2.1	595
イギリス	2.5	1.8	672
ドイツ	2.1	1.7	765
フランス	1.9	1.5	545
日本	1.5	1.0	758
カナダ	1.1	0.8	207
アメリカ	0.8	0.5	1284
OECD平均	1.6	1.1	-

○ 環境関連税制の内訳(抄)

2013年

課税対象	日本
エネルギー物品	487
輸送目的	396
うちガソリン	291
生活上の使用目的	92
化石燃料	58
電気	34
自動車、その他輸送手段	266
取引課税	19
保有課税	247

注1 財務省「OECD環境統計—環境関連歳出と税制(抄)」より抜粋して作成。
 2 OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。
 ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
 ・税の名称及び目的は基準とはならない
 ・税の用途が定まっているかは基準とはならない
 3 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。
 4 GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

「地球温暖化対策のための税」の概要

○税率(段階的引上げ)

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

上乗せ分

760円

780円

670円

本則分

2,040円

1,080円

700円

(参考)家計への負担

	税によるエネルギー価格上昇額	世帯当たりの負担額
ガソリン	0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油	0.76円/L	
電気	0.11円/kwh	
都市ガス	1.647円/Nm3	
LPG	0.78円/kg	

○税収

税収 [上乗せ分]	税収 [石油石炭税全体]
約390億円	5,669億円
約1,700億円	6,307億円
約2,600億円	7,020億円

計上

石油証券及び
借入金収入等

一般会計

必要額を繰入

<エネルギー対策特別会計>

エネルギー需給勘定	
■燃料安定供給対策	<ul style="list-style-type: none"> 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進に対する助成 石油国家備蓄の維持・推進 石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るために行う事業
■エネルギー需給構造高度化対策	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策事業 新エネルギー対策事業 エネルギー起源CO₂排出抑制対策事業

電源開発促進勘定

原子力損害賠償
支援勘定

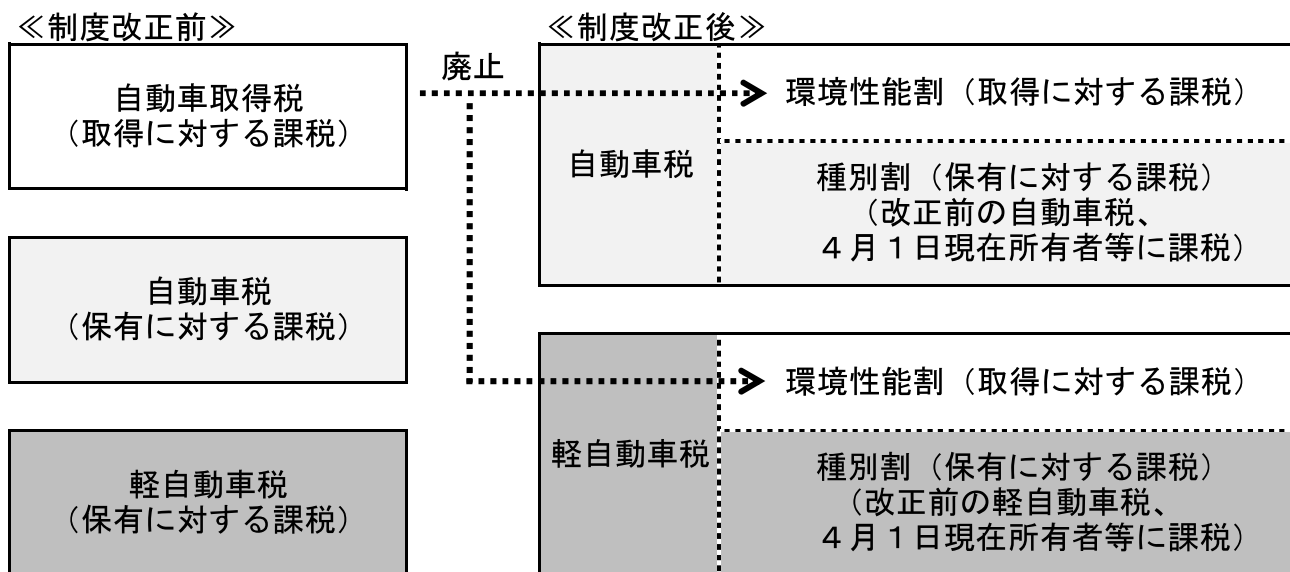
- 注1 総務省資料、環境省資料、資源エネルギー庁資料より作成。
 注2 税収〔上乗せ分〕は総務省資料より抜粋。税収〔石油石炭税全体〕は決算額。
 注3 (参考)家計への負担は「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試算。

炭素税導入国の比較

国名	日本 (温対税)	フィンランド (炭素税)	スウェーデン (CO ₂ 税)	デンマーク (CO ₂ 税)	スイス (CO ₂ 税)	アイルランド (炭素税)	フランス (炭素税)	ポルトガル (炭素税)	カナダBC州 (炭素税)
税率 (円/tCO ₂)	289	7,640 (58EUR) (暖房用)	15,670 (119EUR) (標準税率)	3,050 (172.4 DKK)	9,860 (84CHF)	2,630 (20EUR)	4,020 (30.5EUR)	900 (6.85EUR)	2,730 (30CAD)
倍率	1	26 28	54 44	11	34	9	14	3	9
税収規模 (億円[年])	2,600 [2016年]	1,624 [2016年]	3,214 [2016年]	654 [2016年]	970 [2015年]	552 [2015年]	7,902 [2016年]	125 [2015年]	1,092 [2016年]
導入年	2012	1990	1991	1992	2008	2010	2014	2015	2008

- 注1 環境省「諸外国における炭素税等の導入状況」より抜粋して作成。
 注2 税率は2017年3月時点。税収は取得可能な直近の値。
 注3 為替レート：1CAD=約91円、1CHF=約117円、1EUR=約132円、1DKK=約18円、1SEK=約14円。
 (2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

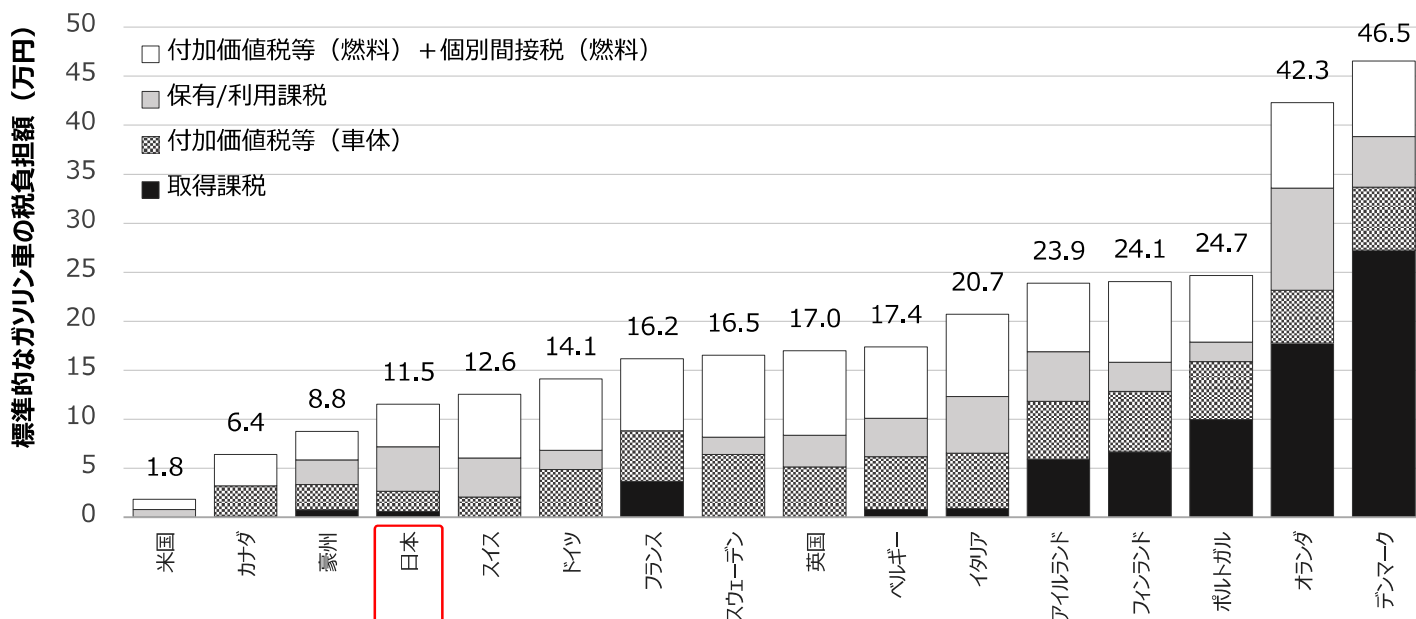
環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系



注 総務省資料より作成。

乗用車の取得・保有・走行に係る年間税負担額の国際比較

＜標準的な自動車1台当たりの取得・保有・走行に係る税負担額＞



※1 各国税率は2017年1月時点。車体価格180万円(税抜)、排気量1,800cc、車両重量1.5t、燃費15.3km/L(JC08モード)、馬力104kW、排出係数2.32kgCO₂/L、年間走行距離10,000kmと仮定し計算。但し、取得時に課税される税は、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を計上。

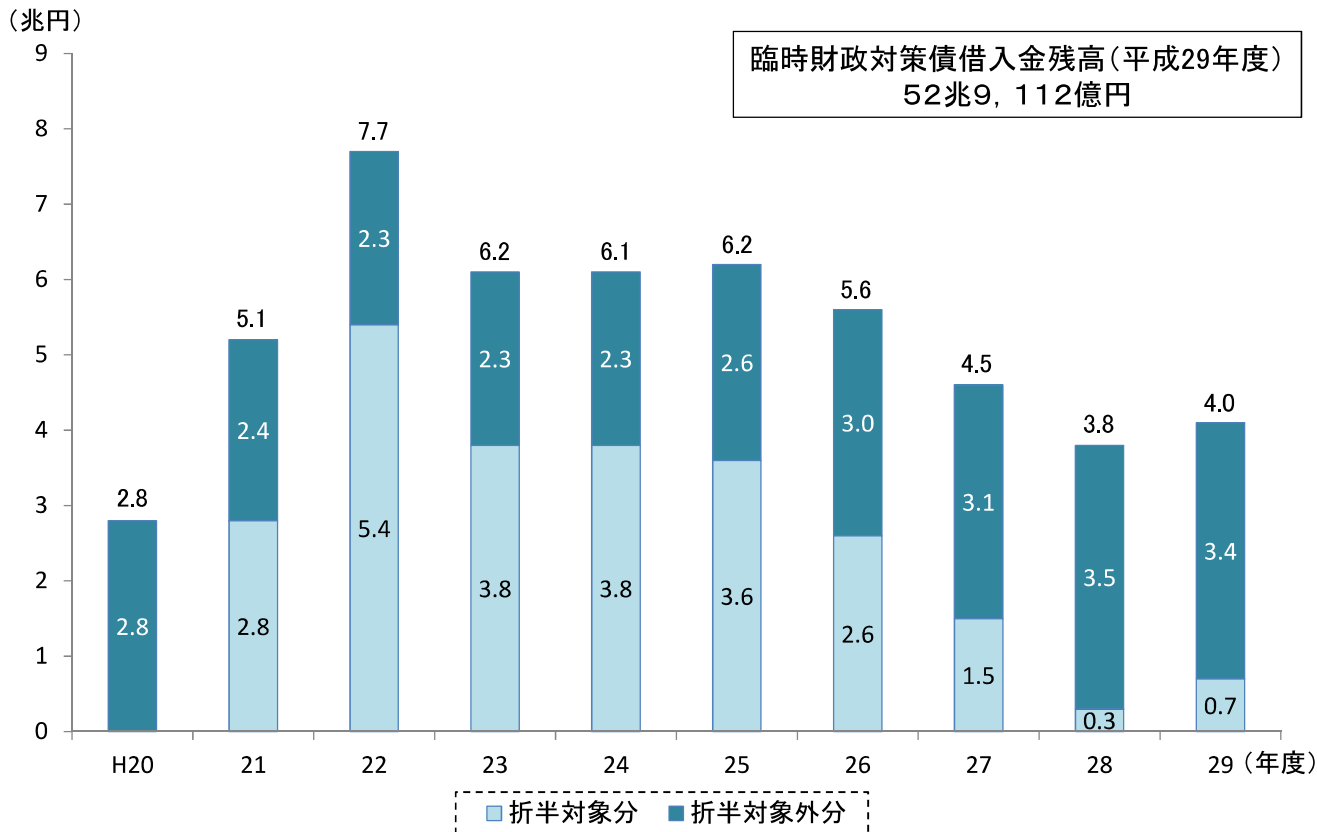
※2 ガソリン価格(税抜)は、日本57.2円/L、ベルギー0.49EUR/L、デンマーク3.63DKK/L、フィンランド0.41EUR/L、フランス0.42EUR/L、ドイツ0.42EUR/L、アイルランド0.43EUR/L、イタリア0.44EUR/L、オランダ0.42EUR/L、ポルトガル0.46EUR/L、スウェーデン4.14SEK/L、スイス0.54CHF/L、英国0.29GBP/L、カナダ0.71CAD/L、米国0.46USD/L、豪州0.85AUD/L(IEA, Energy Prices and Taxes, Volume 2016 Issue 3の2015年第4四半期、2016年第1四半期の各国平均値)。

※3 為替レートは、118円/USD、130円/EUR、88円/CAD、85円/AUD、175円/GBP、119円/CHF、17円/DKK、14円/SEK(みずほ銀行外国為替相場2015年10月から2016年3月の月中平均値)。

※4 ベルギーはフラマン地域、スイスはジュネーブ州、米国はニューヨーク州マンハッタンを想定。また、フランスの取得税はパリ市、イタリアの車体課税はローマ市、オランダの保有税は北ホラント州、豪州の保有税はニューサウスウェールズ州の税率を適用。

注 環境省「諸外国における車体課税のグリーン化の動向」より抜粋して作成。

臨時財政対策債の発行額



- 注1 各年度の数値は地方財政計画に基づくものである。
 注2 臨時財政対策債借入金残高(平成29年度)は平成27年度末の地方公共団体の決算における残高計に、平成28年度及び平成29年度の地方財政計画上の臨時財政対策債発行額を加え、公債費のうち臨時財政対策債の元金償還額を控除したものである。
 注3 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

宿泊税の概要

区分	具体的内容																																		
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設																																		
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者																																		
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊																																		
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊100円 宿泊料金1人1泊 1万5千円以上の宿泊200円																																		
徴収方法	ホテル又は旅館による特別徴収																																		
税収使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用																																		
実施時期	平成14年10月1日																																		
税収推移	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税収 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>496</td></tr> <tr><td>H15</td><td>1,154</td></tr> <tr><td>H16</td><td>1,163</td></tr> <tr><td>H17</td><td>1,193</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1,291</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1,410</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,316</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,037</td></tr> <tr><td>H23</td><td>820</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,070</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,315</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,624</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2,076</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2,217</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,412</td></tr> </tbody> </table> <p>注 平成28年度までは決算額、平成29年度は当初予算額による。</p>	年度	税収 (百万円)	H14	496	H15	1,154	H16	1,163	H17	1,193	H18	1,291	H19	1,410	H20	1,316	H21	1,010	H22	1,037	H23	820	H24	1,070	H25	1,315	H26	1,624	H27	2,076	H28	2,217	H29	2,412
年度	税収 (百万円)																																		
H14	496																																		
H15	1,154																																		
H16	1,163																																		
H17	1,193																																		
H18	1,291																																		
H19	1,410																																		
H20	1,316																																		
H21	1,010																																		
H22	1,037																																		
H23	820																																		
H24	1,070																																		
H25	1,315																																		
H26	1,624																																		
H27	2,076																																		
H28	2,217																																		
H29	2,412																																		